

お客さま各位

三井住友海上あいおい生命保険株式会社

令和7年2月4日からの大雪にかかる災害救助法の適用について

このたびの、令和7年2月4日からの大雪により被害を受けられました皆さまに、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早く復旧されますようお祈り申し上げます。
弊社では、このたびの災害により災害救助法が適用された地域で被災されたお客さまには、下記のお取扱いをいたします。

記

1. 【災害救助法適用地域】

<適用地域と法適用日>

都道府県	適用地域	法適用日
福島県	会津若松市、喜多方市、南会津郡檜枝岐村、南会津郡只見町、南会津郡南会津町、耶麻郡北塩原村、耶麻郡西会津町、耶麻郡磐梯町、耶麻郡猪苗代町、河沼郡会津坂下町、河沼郡湯川村、河沼郡柳津町、大沼郡三島町、大沼郡金山町、大沼郡昭和村、大沼郡会津美里町	2月7日
	岩瀬郡天栄村、南会津郡下郷町	2月9日
	郡山市	2月10日
新潟県	長岡市、東蒲原郡阿賀町	2月7日
	十日町市、魚沼市	2月9日
	上越市、中魚沼郡津南町	2月10日
	妙高市	2月12日

<内閣府政策統括官(防災担当)公表「令和7年2月4日からの大雪にかかる災害救助法の適用について【第9報】>

2. お取扱い

(1) 保険料の払込みを猶予する期間を延長いたします

・資金不足等による保険料の口座振替不能などの場合の、払込猶予期間は、通常、翌月末(月払契約)、翌々月の契約応当日(年・半年払契約)までとしておりますが、災害救助法適用地域で被災されたお客さまは、お申し出によりこの払込猶予期間を2025年8月31日まで延長いたします。

(2) 保険金・給付金のお支払手続きを簡素化し、迅速にお支払いいたします

・保険金・給付金のお支払いに際して、必要書類を一部省略する等により、簡易かつ迅速な取扱いをいたします。

(3) 契約者貸付の手続きを簡素化し、迅速にお支払いいたします

・契約者貸付のお申し出に際して、必要書類を一部省略する等により、簡易かつ迅速な取扱いをいたします。

(上記の(1)、(2)につきましては、三井住友海上もしくはあいおいニッセイ同和損保から移行されたご契約も特別措置の対象となります。)

災害により被災されたお客さまの保険金等のお支払いを迅速に行うため、災害専用のお問い合わせ窓口「災害専用ダイヤル」を設け、お客さまからのお問い合わせを承っております。

<災害専用ダイヤル>

電話※：0120-321-106

受付時間：月～金 9時～18時 土 9時～17時 (日・祝日・年末年始を除く)

2019年4月に三井住友海上火災保険、または、あいおいニッセイ同和損害保険から移行されたご契約のお客さまにつきましては、次の専用ダイヤルとなります。

○保険金・給付金請求に関する連絡先 <保険金請求受付センター>

電話※：0120-321-288

受付時間：月～金 9時～18時 土 9時～17時 (日・祝日・年末年始を除く)

○保険金・給付金請求以外の連絡先 <医療・介護デスク>

・三井住友海上火災保険から移行されたお客さま : 電話※：0120-321-186

・あいおいニッセイ同和損害保険から移行されたお客さま : 電話※：0120-321-553

受付時間：月～金 9時～18時 土 9時～17時 (日・祝日・年末年始を除く)

※各電話は無料です。携帯電話からもご利用いただけます。

一日も早い復旧と、皆さまのご健康を心からお祈り申し上げます。

以上